



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 26 日（月曜日） 第 757 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更（福祉保健課） 1
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変
更……………（ “ ” ） 1
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……………（ “ ” ） 2

頁

- 救急診療所の認定……………（医療政策課） 2
○指定障害福祉サービス事業の廃止（2 件） ……（障がい福祉課） 3
○公金の徴収に関する事務の委託……………（畜産振興課） 3
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 3

選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使
用できる施設として市町村選挙管理委員会が指
定した施設の一部改正…………… 4

告 示

宮崎県告示第 752号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第54条の2第5項において準用する法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるもの

とされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護機関の名称変更

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
株式会社Hum an Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12 － 201号	訪問看護ステーションTOMO門川	東臼杵郡門川町門川尾末8481－1	訪問看護ステーションTOMO延岡	訪問看護ステーションTOMO門川	令和8年7月1日
社会福祉法人玉峰会	日向市東郷町山陰丙1422－2	社会福祉法人玉峰会牧水園デイサービスセンター	日向市東郷町山陰丙1246	社会福祉法人玉峰会東郷町デイサービスセンター	社会福祉法人玉峰会牧水園デイサービスセンター	令和8年6月1日

宮崎県告示第 753号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第54条の2第5項において準用する法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から変更の届

出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護機関の所在地変更

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人信和会	宮崎市島之内2752	西都市北地区地域包括支援センター	西都市御舟町2丁目51番地	西都市御船町2丁目63番地	西都市御船町2丁目51番地	令和8年4月14日
社会福祉法人協同福祉会	日南市南郷町中村乙7051番地 111	日南市南地区地域包括支援センター	日南市南郷町南町8番地1 南郷町地域振興センター2階	日南市南郷町南町5番地3	日南市南郷町南町8番地1 南郷町地域振興センター2階	令和8年5月7日
株式会社Hum an Loop	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12 － 201号	訪問看護ステーションTOMO門川	東臼杵郡門川町門川尾末8481－1	延岡市野地町2丁目3602－1	東臼杵郡門川町門川尾末8481－1	令和8年7月1日

社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380番地	社会福祉法人ときわ会訪問看護ステーションおじゃったもんせ	小林市堤4380番地	小林市堤3702番地2	小林市堤4380番地	令和8年4月1日
株式会社中川ファーマシー	延岡市大貫町3丁目 754番地2	はるか居宅介護支援事業所	延岡市大貫町4丁目1607番地1	延岡市大貫町3丁目 754番地2	延岡市大貫町4丁目1607番地1	令和8年4月3日
つなぐ本舗株式会社	延岡市三須町1143番地	訪問介護つなぐ本舗	延岡市三須町 659番地	延岡市三須町1143番地	延岡市三須町 659番地	令和8年5月11日
合同会社nobekurunaisa	延岡市旭ヶ丘3丁目1番地3	居宅介護支援事業所 真心〜こころ〜	延岡市高千穂通374番地1	延岡市東本小路 121番地1 2階	延岡市高千穂通374番地1	令和8年5月1日
社会福祉法人玉峰会	日向市東郷町山陰丙1422-2	社会福祉法人玉峰会牧水園デイサービスセンター	日向市東郷町山陰丙1246	日向市東郷町山陰丙1243-1	日向市東郷町山陰丙1246	令和8年6月1日

宮崎県告示第 754号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第54条の2第5項において準用する法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるもの

とされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年10月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社二葉薬局	小林市真方13	二葉薬局 堤	小林市堤2795-15	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和8年5月7日
有限会社アドニス介護支援サービス	延岡市岡富町81番地	訪問看護ステーションみつぜ	延岡市三ツ瀬町2丁目2番地5	訪問看護、介護予防訪問看護	令和8年6月30日
特定非営利活動法人夏の風	鹿児島県曽於市末吉町二之方 144番地4	訪問看護ステーション バビ 西都	西都市南方3895-2	訪問看護、介護予防訪問看護	令和8年6月30日
有限会社千寿会	福岡県嘉麻市鴨生222番地1	有限会社千寿会 わらべの里デイサービスセンター	都城市広原町20-8	通所型サービス（独自）	令和8年4月30日
株式会社おいでの里	延岡市古城町4丁目 132	デイサービスカノン（花音）	延岡市平原町1丁目 853-3	通所型サービス（独自）	令和8年5月31日
有限会社 あい愛ライフ	延岡市出北三丁目11番14号	あい愛デイサービス	延岡市出北三丁目11番14号	地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）	令和8年5月31日
株式会社おいでの里	延岡市古城町4丁目 132番地	訪問介護事業所メロディー	延岡市古城町4丁目 131	訪問介護、訪問型サービス（独自）	令和8年5月31日
株式会社川野ソーシャルワークオフィス	小林市細野1892番地5	上町デイサービスセンター	小林市堤2916番地5	地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）	令和8年7月1日
吉村商工有限会社	小林市細野1604番地5	デイサービス恵	小林市南西方字十三塚2054番地1	通所型サービス（独自）	令和8年5月31日
社会福祉法人むつみ会	串間市西方 15153番地3	社会福祉法人むつみ会 プランニングハートむつみ	串間市西方 15153番地3	居宅介護支援	令和8年5月31日
社会福祉法人興愛会	西諸県郡高原町広原3845番地18	夢の村デイサービスセンター	西諸県郡高原町広原3821番地1	通所型サービス（独自）	令和8年5月31日
合同会社縁	東臼杵郡門川町南町五丁目84番地	ケアプランセンター縁	東臼杵郡門川町南町五丁目84番地	居宅介護支援	令和8年7月31日

宮崎県告示第 755号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
あたご整形外科	延岡市愛宕町 3 丁目 161 番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで

宮崎県告示第 756 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510600804	福祉サービス事業 所 P A L	日向市日知屋古田 町 111	合同会社 H o l o m u A	日向市大字平岩 18 番地 4	令和 8 年 9 月 30 日	生活介護

宮崎県告示第 757 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510301080	カイホウのたまご 延岡	延岡市柚の木田町 1307 番地 1 F	ステノワークス株 式会社	宮崎市松山二丁目 1 番 1 号 ザ・レ ジデンス大淀河畔 1107 号	令和 8 年 10 月 18 日	就労継続支援 A 型

宮崎県告示第 758 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般社団法人宮崎県家畜改良 事業団	児湯郡高鍋町大字持田 5734 番地

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
廃用した種雄牛の販売業務に係る売払代金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 759 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 10 月 26 日から同年 11 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡川南 町大字平田 字大久保 45 83 番 8 地先 から同郡同 町同大字同 字 4578 番 1 地先まで	旧	10.4～ 20.4	80.4
				新	10.3～ 18.0	80.4

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第60号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧
(令和7年12月15日現在)

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人員
宮崎市栄町児童館	宮崎市別府町5番18号	80
宮崎市宮崎東地区交流センター	[略]	
[略]		

改正後

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧
(令和8年10月26日現在)

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人員
宮崎市宮崎東地区交流センター	[略]	
[略]		